【2026年4月現在】

学費納付規程

第１条　関西学院大学学則第66条による学費の納付は本規程による。
第２条　学費は別表所定の額とする。ただし、本学院高等部、本学院千里国際高等部及び本学院大阪インターナショナルスクールからの推薦による進学者の入学金は半額とする。
第３条　学費の納期は次の２期とする。
春学期（４月１日～９月19日）　納入期限　５月19日
秋学期（９月20日～３月31日）　納入期限　11月９日
ただし、新入学・編入学又は転部（科）を許可された者は合格者心得に定めた期日までに学費を納入しなければならない。
第４条　在学生でやむを得ない事由により第３条の納期に学費を納入できない場合には延納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。
２　前項にかかわらず卒業する学期においては次の期日までに完納しなければならない。
春学期　８月末日
秋学期　２月末日
第５条　学費の未納者は成績評価を得ることができない。また、卒業を認められない。
第６条　学費を当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しない者は除籍する。
第７条　単位未修得のため卒業を延期された者の授業料は、４年度生在学時の授業料金額とし、授業料以外の学費は残留学年度の諸費と同額とする。９月に卒業を認められた者は学費の半額を納入しなければならない。
第８条　学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。
第９条　除籍された者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。ただし、再入学は除籍の日から５カ年以内に願い出るものとする。
第10条　休学を許可された者は別表所定の在籍料を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。ただし、母国の兵役による休学が認められた者は、在籍料を免除する。
第11条　停学中の者は学費を納入しなければならない。
第12条　休学者にして復学を許可された者は復学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は当人の入学年度の学生と同額とする。
第13条　退学者、除籍者にして再入学を許可された者は再入学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学生の学年と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金を免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。
第14条　再入学を許可された者は第13条の学費を再入学許可後２週間以内に納入しなければならない。なお、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに２週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる日の前日までに学費を納入しなければならない。
第15条　本学の卒業者にして他の学部（科）に入学を許可された者の入学金は半額とする。
第16条　関西学院短期大学の卒業者にして本学の学部（科）に編入学を許可された者の入学金は半額とする。
第17条　マルチプルディグリー制度に則り、他の学部に編入学を許可された者は入学金を免除される。編入学後の学費は編入する学部の編入する年度の１年生の学費を適用する。
第18条　海外の大学との協定に基づくダブルディグリー留学制度に則り、ダブルディグリー留学を許可された者の学費の取り扱いは次のとおりとする。
１　留学先大学と本学の学費が相殺されるダブルディグリー留学生は、本学所定の学費を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。
２　留学先に学費を納入するダブルディグリー留学生の本学学費は減免するため、減免後の学費として、春・秋学期それぞれの学費納期に分割して所定の金額（年額５万円）を納入しなければならない。
第19条　この規程の改廃は、大学評議会で決定する。

附　則

１　1971年（昭和46年）４月１日から改正施行する。
略
18　この規程は、2016年（平成28年）４月１日から改正施行する。ただし、2016年（平成28年）度入学生から適用する。なお、第４条及び第６条に関しては、編入学生、再入学生の取扱いを編入学又は

再入学する学年と同様とする。

19　この規程は、2018年（平成30年）４月１日から改正施行する。

20　この規程は、2021年（令和３年）４月１日から改正施行する。

21　この規程は、2024年（令和６年）４月１日から改正施行する。

22　この規程は、2026年（令和８年）４月１日から改正施行する。

了解事項

本学院大阪インタ ーナショナルスクールからの推薦による進学者の入学金の半額は、2026年度進学者から適用する。